

車いす等の作製について

本校では、児童・生徒に必要な身体や運動面での課題について、年1回の整形相談で医師から助言を受けていますが、原則として車いすや装具の作製は行っていません。

車いすは、利用されるお子様がリラックスして座ることができ、御本人の身体の状態を考慮のうえ、現在通われている整形外科医、理学療法士、作業療法士等と以下の点を御確認いただき、入学前または転入前に作製ください。

なお、スクールバスを利用される場合、バス内に固定できず、転倒等の危険を伴うバギーでは乗車できません。

宿泊行事や社会見学等では、スクールバスを利用する為、登下校時にスクールバスを利用されない方にも、後輪のサイズが12インチ以上の車いすでの乗車をお願いしています。御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。

1. 車いすの共通仕様

- (1) 学習や移動で長時間座位をとるため、座面やパッド等で、頭部や体幹が安定する。
- (2) 身体（胸・腰・足など）を固定するベルト（バックル付）がある。
- (3) 転倒防止バーがある（段差の乗り越えができるもの）。
- (4) 前方・後方からブレーキがかけられる。
 - ①児童・生徒によってはフットブレーキと本人が手元で操作できるブレーキが連動しない。
 - ②キャリパーブレーキ（持ち手につけるブレーキ）も、できればつける（学校周辺や校外学習等で、坂道がある場合に使用するため）。
- (5) 荷物を掛ける用のフックがある（荷物の重みで前輪が浮き上がらないもの。下部に荷台を付ける場合もある。）。
- (6) カットテーブルがある（板状のもの、クッション性能の高いもの等、実態に合わせたもの）。
児童・生徒によっては、移動時や学習場面、給食時等に必要となる。
- (7) 車輪の泥よけ、車輪カバー（ホイールカバー）がある（スポークの間等に指が入ることを防ぐためのもの）。
- (8) 成長に合わせて、ある程度の調整ができる。

2. 児童・生徒の実態や必要に応じて用意するもの

- (1) 注入ポール・ハンドリム・日よけ・レインカバー
- (2) 車いすの機構（ティルト式、リクライニング式、ダブルリクライニング式 等）

3. 座位保持装置（座位保持いす）を作製される場合

- (1) 身体（胸・腰・足など）を固定するベルト（バックル付）がある。
- (2) テーブル（A4版の教材や学習教材等を置ける）がある。
- (3) 教室間を移動する時もあるので、大きめのキャスターが付いている。

御不明な点がありましたら下記へお問合せください。

<問合せ先> 東京都立志村学園 肢体不自由教育部門

担当 副校長 丸尾 大樹・宮川 裕三子
特別支援教育コーディネーター

梅原 めぐみ（小学部）
佐々木 玲子（中学部）
林 千紘（高等部）
吉田 拓生（自立活動部）

電 話

03 (3931) 2323